

幼児用ベッドガードのSG基準（公開用）

SG Standard for Bed Guards for Children

1. 基準の目的

この基準は、幼児用ベッドガードの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭の室内で使用する成人用ベッド及びマットレスと併用し、生後18月から60月の幼児がベッドから転落等することを防止するために使用する幼児用ベッドガード（以下、「ベッドガード」という。）について適用する。

3. 安全性品質

ベッドガードの安全性品質は、次の通りとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観及び構造	<p>1. ベッドガードの外観及び構造は次の通りとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、身体が触れる部分には傷つけるおそれのある、ばり、先鋭部等がないこと。</p> <p>(2) 組み立ては容易かつ確実にでき、組み立てた各部には使用上支障のある緩みやた、変形等がないこと。</p> <p>(3) 外部に現れるボルト・ナット等の先端部は突き出していないこと。</p> <p>(4) ガード部分が折り畳み式のものにあつては、使用中に折り畳まれない構造であり、折り畳み部のロック機構は幼児が容易に外せない構造であること。</p> <p>(5) ベッドへの取付けは容易かつ確実にでき、マットレスとのすき間がないよう設置できること。</p> <p>(6) 組み立て式にあつては、接続部材が各パーツに組み込まれていること。</p>	

項目	基準	基準確認方法
2. 寸法及びすき間	<p>2. ベッドガードの寸法及びすき間は、次の通りとする。</p> <p>(1) 幼児の手足の届く範囲に○mm以上○mm未満の傷害を与えるおそれがあるすき間がないこと。ただし、深さ○mm 未満のすき間はこの限りではない。</p> <p>(2) ベッドガードの高さは、マットレスのどの部分にあっても○○mm 以上あること。(下図参照)</p> <p>(3) ベッドガード右端及び左端と、ベッドの支柱(頭板、足板など)とのすき間は、○○mm 以上あること。 (下図参照)</p> <p>(4) ガード部分にネット又はメッシュ等を有するものにあっては、先端を丸めた直径○mm の丸棒をON の力でネットの面に垂直に押しつけたとき、丸棒が通らないこと。</p> <p>(5) ガード部分にさんを有するものにあっては、さんの間隔は○mm 以下であること。 (下図参照)</p>	

項目	基準	基準確認方法
3. 強度	<p>3. ベッドガードの強度は、次の通りとする。</p> <p>(1) 折り畳み及びロック機構は、繰り返し開閉操作試験を行ったとき、異状がなく機能を維持していること。</p> <p>(2) ガード部分を垂直に立てた状態（ロック状態）でフレーム及びロック部の強度試験を行ったとき、外れ、曲がり、破損等の異状が生じないこと。</p> <p>(3) ネット等ガード部分の強度試験を行ったとき、外れ、曲がり、破損等の異状が生じないこと。</p>	
4. ベッドへの取付け性	<p>4. ベッドガードを取扱説明書通りベッドの所定の位置に取り付けた後、ベッドへの取付け性試験を行ったとき、ベッドガードはベッドから移動しないこと。</p>	
5. 材料	<p>5. ベッドガードの材料は、次の通りとする。</p> <p>(1) 耐食性材料以外の金属材料は、防錆処理が施されていること。</p> <p>(2) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料を使用した部品は、有害物質を含有しないこと。</p> <p>(3) 布等の繊維製品を使用したものは、ホルムアルデヒドの溶出がないこと。</p>	
6. 付属品	<p>6. 付属品がある場合は、使用上の安全性を損なわないこと。</p>	

4. 表示及び取扱説明書

ベッドガードの表示及び取扱説明書は、次の通りとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. ベッドガードには、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(3)及び(4)については、その主旨をマットレスに設置したときに隠れない見やすい箇所に表示すること。また、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 申請事業者名又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 使用年齢範囲 ○か月未満の乳幼児には絶対に使用しない旨。使用年齢範囲は、生後○か月から○か月までであること。保護者の監督下で必ず使用する旨。</p> <p>(4) 次に示す主旨の注意事項</p> <p>①窒息と頸部圧迫の危険：ベッドガードやその周囲の隙間に幼児が閉じ込められ、死亡することがある旨。幼児が窒息する可能性のある、枕、毛布、その他のもので隙間を埋めない旨。</p> <p>②小さな乳児の場合、隙間に挟まると自力では脱出できず窒息するおそれがあるため、生後○か月未満の乳幼児には適さない旨。</p> <p>③ ガード部分に過度の力をかけたり、ゆすったりしない。また、幼児がガードの上に乗ろうとしている場合は注意する旨。</p>	

項目	基準	基準確認方法
	<p>④ ベッドガードでベッドを囲う等、ベビーベッド代わりに使用しない旨。</p> <p>⑤ 乳幼児用ベッド、二段ベッド、ウォーターベッド、エアベッド、脚付きマットレス、低反発マットレス等には使用しない旨。大人用のベッドのみで使用する旨。この他、当該ベッドガードに適さないベッド構造及びマットレス等についても記載すること。</p> <p>⑥ ベッドガードに固定用付属部品がある場合は、必ず取扱説明書の指示通り適切に固定すること。適切に固定されないと事故につながるおそれがある旨。</p> <p>⑦ 当該ベッドガードに適したマットレスの最小、最大長さ及び最大厚さ。</p> <p>⑧ ベッドガード右端及び左端と、ベッドの支柱（頭板、足板など）とのすき間は0mm以上必要である旨。</p> <p>⑨ 床からマットレス上面までの高さが0mmを超えるベッドには使用しない旨。</p> <p>⑩ ベッドガードの上端からマットレス上面まで0mm未満のベッドには使用しない旨。</p>	

項目	基準	基準確認方法
<p>2. 取扱説明書</p>	<p>2. ベッドガードには、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した説明書を添付すること。</p> <p>なお、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)及び(3)は図などを併記して理解しやすいものとし、(4)及び(7)は安全警告標識(▲)等を併記してより認知しやすいものとする。</p> <p>ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後は保管する旨。</p> <p>(2) 組み立て式のもの、その組み立ての要領及び注意。</p> <p>(3) ベッドへの取り付け方法及び注意。</p> <p>(4) 使用年齢範囲 ○か月未満の乳児用には絶対に使用しない旨。使用年齢範囲は、生後○か月から○か月までであること。保護者の監督下で必ず使用すること。</p> <p>(5) 当該ベッドガードに適したマットレスの最小、最大長さ及び最大厚さ。</p> <p>(6) 乳幼児用ベッド、二段ベッド、ウォーターベッド、脚付きマットレス、低反発マットレス等には使用しない旨。大人用のベッドのみで使用する旨。この他、当該ベッドガードに適さないベッド構造又はマットレス等。</p> <p>(7) 次に示す主旨の使用上の注意事項</p> <p>①窒息と頸部圧迫の危険: ベッドガードやその周囲の隙間に幼児が閉じ込められ、死亡することがある旨。幼児が窒息する可能性のある枕、毛布、その他の物で隙間を埋めない旨。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>②小さな乳児の場合、隙間に挟まると自力では脱出できず窒息するおそれがあるため、生後〇か月未満の乳幼児には適さない旨。</p> <p>③ガード部分に過度の力をかけたり、ゆすったりしない。また、幼児がガードの上に乗ろうとしている場合は注意する旨。</p> <p>④幼児が保護者の手を借りずにベッドに登り降りできるようになってから使用する旨。</p> <p>⑤ ベッドガードでベッドを囲う等、ベビーベッド代わりに使用しない旨。</p> <p>⑥頸部圧迫の危険回避のため、ベッドガードをベッドに取り付けるときは</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ベッドガード右端及び左端と、ベッドの支柱（頭板、足板など）とのすき間は、〇mm 以上必要である旨。 b. ガード部分がマットレスに触れるよう取り付ける旨。 c. ベッドガードに固定用付属部品がある場合は、必ず取扱説明書の指示通り適切に固定する。適切に固定されないと事故につながるおそれがある旨 <p>⑦床からマットレス上面までの高さが〇mmを超えるベッドには使用しない旨</p> <p>⑧ベッドガードの上端からマットレス上面まで〇mm未満のベッドでは使用しない旨。</p> <p>⑨ガード部分を折り畳むとき、手や指を挟まないよう注意する旨。</p> <p>⑩マットレスとのすき間やロック機構の安全性等、取り付け状態を定期的に確認する旨。</p>	

	<p>⑪ ロック機構等が破損、故障した状態では使用しない旨。</p> <p>(8) 販売時製品に付属されているものの取扱注意。例えば、ビニール袋、梱包材など</p> <p>(9) SGマーク制度は、ベッドガードの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(10) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号</p>	
--	--	--